

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和2年7月27日
上郡町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置付けられた。

上郡町は、町域の大半が山地、丘陵地で占められ、町の中央部を南北に清流千種川が流れています。平地と中山間地、市街化区域と市街化調整区域が混在しており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

特に、中山間地では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努め、守るべき農地と非農地判断を明確化し、平地では土地利用型の営農が盛んなことから、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要があります。

また、人口減少、超高齢化社会と言った社会問題を背景に、農業分野においても担い手減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、農村地域の活力を維持していくための対策が急務となっています。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、上郡町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、本指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされていることから、それに合わせて令和5年度を目標とする。

また、本指針の達成状況及びその他の社会情勢等を踏まえ取り組みを検証し、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選後に見直しを行うことを原則とするが、その他の特別な事情により見直す必要が生じた時は、その限りではないものとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| 現状・目標 | 管内の農地面積 ① | 遊休農地面積 ② | 割合(②/①× 100) |
|----------------|--------------|-------------|-----------------|
| 現状(令和元年12月) | 901.2 ha | 1.2 ha | 0.1% |
| 3年後目標(令和4年12月) | 900.0 ha | 0 ha | 0% |
| 目標(令和5年12月) | 900.0 ha | 0 ha | 0% |

※ 管内の農地面積①は、近畿農林水産統計年報における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積。

※ 遊休農地面積②は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積。

※ 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期に関わらず適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 関係機関との連携について

利用意向調査の結果を受け、貸付けの意向のある者については、農地中間管理機構、兵庫西農業協同組合への情報提供を行い、担い手に貸付けよう働きかける。

③ 市街化区域内の遊休農地について

上郡町が推奨する上郡町空き農地情報登録制度（平成 30 年 6 月 1 日告示第 46 号）を活用し、地域住民の家庭菜園として活用できるよう働きかける。

④ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| 現状・目標 | 管内の農地面積 ① | 農地集積面積② | 集積率(②/①× 100) |
|---------------|--------------|----------|------------------|
| 現状(令和2年3月) | 900 ha | 551.2 ha | 61.2 % |
| 2年後目標(令和4年3月) | 900 ha | 567.0 ha | 63.0 % |
| 目標(令和6年3月) | 900 ha | 585.0 ha | 65.0 % |

※ 管内の農地面積①は、耕地及び作付統計面積における耕地面積。

※ 農地集積面積②は、上郡町産業振興課農林振興係作成の『担い手の農地利用集積状況調査』の数値。

※ 農林水産省が策定する「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、農地利用集積率 80%を平成 35 年度末の政策目標としているが、当町は現状を考慮し、目標集積率を 65%とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直し

農地所有者の意向把握と将来の農地の出し手情報を集約し、各地区の「人・農地プラン」の作成・見直しに参画する。

② 関係機関との連携

上郡町、農地中間管理機構、兵庫西農業協同組合等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、農地中間管理事業の活用を図る。

③ 農地の利用調整について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整等を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の近年の実績

| 近年の実績 | 新規参入者数 | 新規参入面積 |
|------------|--------|--------|
| 平成 29 年度実績 | 6 経営体 | 3.2 ha |
| 平成 30 年度実績 | 0 経営体 | 0 ha |
| 平成 31 年度実績 | 6 経営体 | 2.1 ha |

(2) 新規参入の促進目標

上記表の「新規参入の近年の実績」に即して、年間 1 経営体の新規参入を目標とする。

(3) 新規参入者の促進に向けた推進方法

① 関係機関との連携について

上郡町、農地中間管理機構、兵庫西農業協同組合等と連携し、新規参入における相談及び農地のあっせんを推進する。

② 新規就農者の定住促進

上郡町の空き家バンク制度（平成 25 年 3 月 14 日付け要綱第 10 号「上郡町空き家情報登録制度設置要綱」）と農業委員会の農地の下限面積緩和設定（平成 31 年 1 月 25 日付け農委規則第 1 号「空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の別段面積設定に関する規則」）を有効活用し、新規就農者の定住促進と地域活性化を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

新規参入者の地域の受入を調整するとともに、就農後の技術指導や経営改善への助言・指導等を積極的に行い、参入後の定着と継続的なフォローアップを行う。